

平成28年度
県工事事務防止対策事業計画



安全+第一



平成28年5月

宮 城 県

平成28年度県工事事務事故防止対策事業計画

本県において、昭和53年に7人が死亡した土砂崩壊事故をきっかけとして設置された「県工事事務事故防止対策委員会」により、平成8年に第1次県工事事務事故防止対策推進計画（5ヶ年計画）が策定され、以来5ヶ年ごとに策定し、事故防止に努めてまいりました。

平成28年度県工事事務事故防止対策事業計画は、平成24年に策定された第4次県工事事務事故防止対策推進計画（平成24年～28年）に基づく年次計画となります。

I. 重点事項

◎安全文化の創造 「研修機会の拡充」

東日本大震災以降、復旧・復興工事の本格化に伴い労働災害の増加傾向が続いており、平成27年（暦年）における死傷者数（軽微な事故を含む）は74人で、前年から3人増加しています。

震災前と比較すると依然として高い水準で推移しており、今後も継続する復旧・復興工事を円滑に進めるうえで、労働災害防止対策が一つの大きな課題となっています。

特に震災前と震災後と比較すると、復旧・復興工事の本格化により、沿岸部での労働災害が増加の傾向を示しています。並びに「経験年数の少ない作業員」や「下請会社」の労働災害が増加している状況にあるため、これらへの対応が必要となっております。

このため、宮城県では、第4次県工事事務事故防止対策推進計画に基づき、平成28年度の重点事項を「研修機会の拡充」とし、以下の観点から死亡災害の撲滅、労働災害の減少を図ります。

1. 「建設機械・クレーン等災害の防止」及び「仮設物・建築物・構築物等災害の防止」をテーマとした研修の実施

研修テーマについては、第4次県工事事務事故防止推進計画（平成24年～28年）の年度毎の重点事項に定められている建設機械・クレーン等災害の防止に、昨年の起因別事故発生要因として著しく多かった仮設物・建築物・構築物等災害の防止も加え、各地区労働災害防止連絡会議や安全研修会等を通して、労働災害および公衆災害の予防、死亡事故の撲滅を図ります。

2. 経験年数の少ない作業員や下請会社まで対象者を拡充した研修の実施

震災後は、1件当たりの工事規模の増大に起因し「経験年数の少ない作業員」や「下請会社」の労働災害が増加していることから、経験年数の少ない作業員や下請会社まで対象者を広げた安全講習会を開催するなど、研修機会の拡充・活用・促進を図ります。

Ⅱ. 事故防止対策事業

1 安全文化の創造

(1) 法令等の遵守

① 工事現場安全点検等の実施

【工事現場の点検】

「県工事安全管理監督規程（昭和54年4月1日施行）」及び「県工事安全管理監督実施要綱（平成17年4月1日施行）」に基づき、安全管理監督職員を約200名配置し、建設工事の安全かつ適正な施工を図りつつ、労働災害の防止及び安全確保に努めます。

各工事現場における安全点検は、各課（室）・地方公所毎に実施するとともに、各地区労働災害防止連絡会議による合同安全点検、外部専門家等による安全点検を実施します。

目標は延べ約1,300箇所に対して点検を行います。

【安全点検の重点ポイント】

- ・危険レベルが高く発生頻度の高い下記項目を重点ポイントに設定し点検。
 - ①崩壊・倒壊 ・土砂崩壊対策（切土盛土勾配，土留先行工法等）
 - ②墜落・転落 ・足場からの転落・墜落（昇降設備，2段手すり及び幅木，隙間等）
 - ③建設機械 ・重機（バックホウ，クレーン）との接触（重機と人の分離，合図者配置等）
クレーン等安全規則の遵守
クレーン機能付きバックホウの適正な使用
合図者の重機誘導専念
- ・潜水作業における作業手順等に，危険性又は有害性の発生の恐れがないか確認。
- ・作業手順書，車両系建設機械作業計画書等を確認しその実施状況を確認。
- ・施工計画書やKY活動等におけるリスクアセスメントの取り組み状況の確認。
- ・公衆災害の防止対策について下記項目を重点ポイントに設定し点検。
 - ①第三者に対する作業場の立入禁止対策の確認
 - ②建設機械による架空線や埋設物等との接触防止対策の確認
 - ③保安施設，注意看板等の適正な設置状況の確認

② 安全衛生管理計画等の確認

現場の実態を踏まえた施工計画書を作成するよう指導します。特に，設計変更がある場合は，施工計画書等の関係書類の作成，提出を徹底します。施工計画書の安全衛生管理計画に関する事項（宮城県土木部制定施工計画書作成要領（案）に規定）については，監督職員だけでなく安全管理監督職員等を含めて確認します。

【施工計画書における重点ポイント】

1. 適切な施工機械の選定
2. 具体的な施工方法の記載
3. 施工方法の現地との整合性
4. 安全衛生管理組織体制
5. リスクアセスメントの記載

③ 安全衛生管理の手引きの活用

ホームページに掲載している安全管理に必要な知識をまとめた「監督員のための安全衛生管理の手引き」について，是正指導事例の追加等の内容の充実を図っていきます。

(2) 研修機会の拡充（平成28年度重点事項）

①安全講習会等の実施

各地区労働災害防止連絡会議主催の施工業者を対象にした安全管理講習会と、各発注機関毎の安全管理講習会を実施します。また、復旧・復興工事では大規模工事が増加し、「経験年数の少ない作業員」や「下請会社」の労働災害が増加していることから、平成27年度から現場代理人に加え、経験年数の少ない作業員や下請会社まで対象者を拡充した安全講習会を開催しており、平成28年度も引き続き安全講習会を開催し、外部講師を招き講習会を充実させ、さらなる拡充を図ります。

各安全講習会等の延べ受講者約3,300人を目標に実施します。（平成27年度目標：3,000人、平成27年度実施：3,089人）

【講習テーマ】 リスクアセスメント、墜落・転落災害防止対策（ハーネス型安全带）、建設機械・クレーン等災害防止対策、仮設物・建築物・構築物等災害の防止

②安全管理研修の実施

発注者対象の安全管理研修においては、特に若手職員を中心とし、県職員だけではなく市町村職員を含めた講習・勉強会を開催します。講師は、労働基準監督署、安全衛生管理士、安全衛生コンサルタント等に依頼し、工事発注者としてのスキルアップを図ります。

また、安全パトロールは、安全管理監督職員と工事監督員（若手職員等）による合同パトロールとし、実践的な安全点検の実施能力の向上を図ります。

③労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS）の普及

安全衛生に係るリスクの低減に効果的で、厚生労働省が推進している「労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS：Occupational Health & Safety Management System）」導入を推奨していきます。マネジメントシステムを導入する基盤作りのため、研修会等を通して普及の推進を図ります。

④継続教育（CPD）の普及

各地区労働災害防止連絡会議で開催する請負業者向け安全講習会を継続教育（CPD：Continuing Professional Development：技術者の継続的な専門教育）対象と位置づけて、受講者が配置技術者となった場合の労働安全衛生の意識向上を図ります。

(3) 安全情報の一般公開

①工事現場のオープン化

注目度の高い工事現場では、各団体、学校等からの現場見学希望について積極的に対応することにより、現場の安全管理を再度徹底する機会とします。

②安全情報公開の促進

下記の内容をホームページに掲載します。

- ・第4次県工事事務事故防止対策推進計画の概要
- ・県工事における工事関係者事故の統計
- ・宮城県建設工事事務事故防止対策推進大会の概要
- ・監督員のための安全衛生管理の手引き

(4) 優れた施工業者の選定

①入札制度の改善

総合評価落札方式により、価格だけではなく、技術力に優れた施工業者を選定し、安全管理を含む工事の品質を確保していきます。

②工事成績への適正な反映

平成25年4月から「県工事成績調書におけるリスクアセスメントの加点措置要領」を施行し、リスクアセスメントを実施した場合、工事成績調書の創意工夫の項目で最大2点を加点します。

安全管理が不適切な場合、減点することを徹底します。また監督職員からの文書による改善指示が行われた場合「企業評価(不誠実な行為)データベース」に記載し、総合評価落札方式における企業評価の一項目である「不誠実な行為」へ反映させていきます。

③工事関係者の表彰

「宮城県建設工事事故防止優良者表彰事務取扱要領(平成3年1月11日施行)」に基づき、宮城県建設工事事故防止対策推進大会において、優良な工事関係者を表彰します。建設工事入札参加登録資格審査(主観的事項)において、受賞者が所属する事業者に加算(過去5年間分、1件10点(最高20点))されるほか総合評価落札方式においても加算されます。

東北地方安全施工推進大会(SAFETY)を国土交通省東北地方整備局と共催し、事故防止優良企業表彰等を行います。

④安全管理措置の不徹底に対する罰則

「建設工事入札参加業者等指名停止要領(昭和60年7月8日施行)」に基づき、安全管理措置の不適切についての措置要件に該当するときは、情状に応じて期間を定め当該有資格者について指名停止等の措置を行います。

建設工事入札参加登録資格審査(主観的事項)において、指名停止を受けた事業者は減点されます。(過去2年間分、月数×-10点)

2 労働災害の防止

(1) 労働災害の予防

① リスクアセスメントの実施に向けた取組

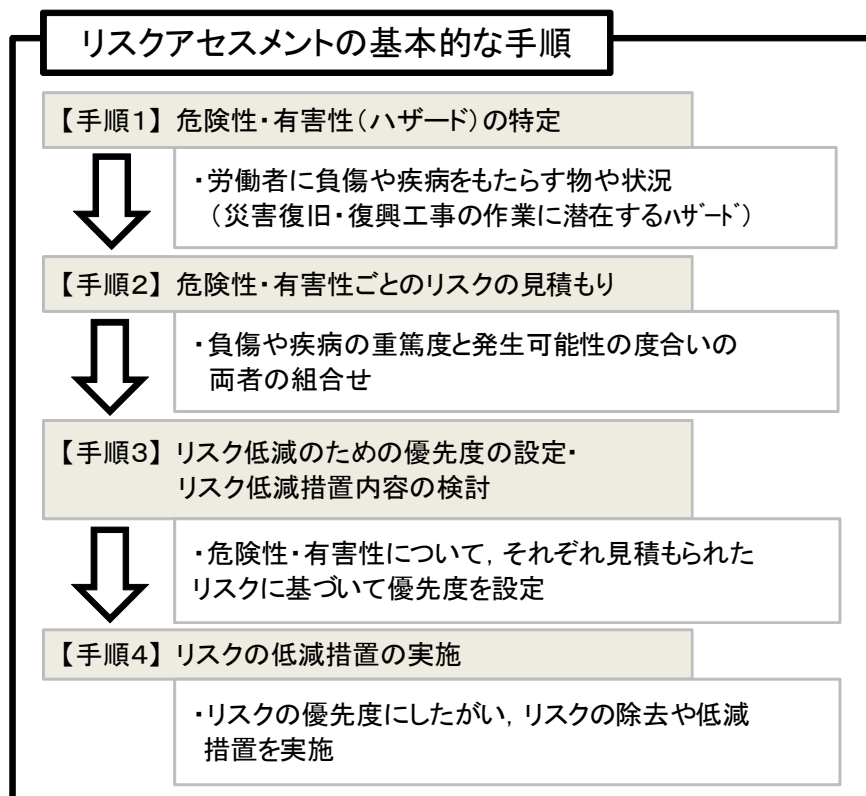
平成18年4月に改正された、「労働安全衛生法第28条の2及び同第2項」に基づいて厚生労働省より通達された「危険性又は有害性の調査等に関する指針」に従い、リスクアセスメントの実施に向けた取組をします。

このリスクアセスメント導入によって、現場に潜在し労働災害の発生をもたらす「危険性・有害性」を作業前に把握し、その把握した危険性・有害性に対して適切な低減措置を行うことにより、災害防止が図れ、安全衛生管理水準の向上が期待できます。

平成25年4月から「県工事成績調書におけるリスクアセスメントの加点措置要領」を施行し、リスクアセスメントを実施した場合、工事成績調書の創意工夫の項目で最大2点を加点点評価することとし、施工業者に対してリスクアセスメントの導入を促進します。

また、実施時期については下記のとおりとし、その実施状況については書面で確認するものとします。

- ・着手前：施工計画書にリスクアセスメントに関する事項を記載し計画的に実施すること
- ・作業・工法等の変更時：作業方法の変更に伴うリスクを把握し、それに対応した計画を作成し実施すること
- ・労働者の入替時：新規入場者に対して、意識啓発するとともに、職場全体で定期的に確認し、実施すること



②快適な職場環境づくりの実施に向けた取組

仕事による疲労やストレスを感じる事のない働きやすい快適な職場環境づくりの導入に向けて、労働安全衛生法第71条の3の規定により厚生労働大臣から公表された「快適職場指針」に基づき、以下の項目について取組みます。

- ・作業環境の管理
- ・作業方法の改善
- ・労働者の心身の疲労の回復を図るための施設・設備の設置・整備
- ・その他の施設・設備の維持管理

また、県外からの労働者が増加していることから、宿舍等の附属施設についても建設業附属寄宿舎規程等を遵守しているか点検し、労働者の快適な職場環境を確保します。

③災害復旧・復興工事に向けた取組について

平成24年12月から、みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動推進協議会を設置し、宮城労働局・労働基準監督署、建設団体、発注機関等が協働して「みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動」を展開しています。宮城県では、ゼロ災運動推進協議会と連携し、安全衛生活動への取組を推進するとともに、震災後「各種機械・装置」「仮設物・建築物・構築物等」による労働災害並びに「下請会社」等の労働災害が増加していることも考慮し、以下の項目について実施していきます。

- ・高所作業における墜落・転落防止措置の徹底

災害公営住宅新築工事等において、高所での墜落・転落を防止するための適正な足場、囲い、手すり等の設置を徹底する。また、墜落時の身体への衝撃が少ないハーネス型安全帯の着用促進を図ります。

- ・重機等による災害防止の徹底

重機と作業員の接触等の安全対策として、立入禁止区域の設定、誘導員の確実な配置等、目に見える形での立入禁止措置を徹底します。

- ・土砂崩壊災害防止対策等の徹底

復旧・復興工事においては、東日本大震災の影響により緩みを生じた地山の掘削や斜面の近傍で各種の工事が行われることが予想されるため、各種建設工事に付随する中小規模斜面の崩壊防止対策を徹底します。

- ・発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置開催

- ・施工体制・施工体系図の確認

下請会社での事故が増えていることを踏まえ、健全な元下関係の確保や労働者の雇用環境を改善し、事故の発生を未然に防止するため、施工体制等の点検を強化します。

- ・現場安全管理の外部専門家の活用

復旧・復興工事での労働災害を予防するため、外部専門家等を積極的に活用し、現場の安全点検等の強化を図ります。

また、専門家等による職場内研修を実施することにより、監督職員のスキルアップを図ります。

(2) 労働災害の再発防止

① 事故調査

事故が発生した場合は、各部局における安全対策委員会を、それぞれの設置要綱及び運営要領に基づき開催し、類似事故の再発防止対策等に反映します。

また、休業4日以上、全治30日以上事故が発生した場合は、事故報告書の提出を徹底し、是正措置及び再発防止対策を確実に実施します。

② 建設工事事務事故対策検討委員会の活用

建設工事事務データベースに事故情報を入力し、国土交通省で設置した検討委員会での検討結果を県の事故防止対策にも反映させていきます。

(3) 工事発注者としての配慮

① 安全を考慮した適正な経費の負担

足場からの墜落防止対策として、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省)」に基づく働きやすい安心感のある足場を設置することにより労働災害を未然に防止します。その費用を適切に計上します。

法面からの墜落防止対策として、大規模又は特殊法面工事においては、必要に応じて昇降設備の設置を推奨し、適切に費用を計上します。

② 適切な工期の設定及び工事発注の平準化

工事発注にあたっては、入札執行期間を見据え、前年度中に準備(地元調整、関係機関協議等)を済ませるとともに、早期積算の実施に努め、工事発注の平準化、適切な工期の設定を図るよう取り組んでいきます。

③ 施工条件や工事内容の変更への対応

工事内容の変更を最小限にするとともに、変更施工計画書の事前提出の徹底を図ります。また、施工条件等が変化し、やむを得ず工事内容の変更を行う場合には安全管理対策の妥当性を見直し、必要に応じて対策の変更を行うとともに、それに伴う適正な経費及び工期変更の措置をとります。

④ 安全管理の設計審査

各部局の安全対策委員会等を活用し、工事発注時、現場条件の変更時等の各段階において、安全に配慮した設計内容を審査して建設工事における事故を予防します。

3 安全管理体制の充実

(1) 安全管理行政の向上

①安全管理監督職員の配置

県工事の工事発注担当各課・各公所に安全管理監督職員を配置し、各課・各公所の安全点検や安全講習会の実施及び関係機関との連絡体制を確立します。

②専門家や関係機関との連携

みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動推進協議会と協働し、「みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動」の取組について積極的に推進し、労働災害等の防止に努めます。

宮城県・宮城労働局労働災害防止連絡会議（昭和53年11月27日規程施行）を開催し、労働災害の発生状況及び建設業における労働災害防止対策、並びに建設業に対する監督指導等について情報交換や協議等を行います。

また、各地区労働災害防止連絡会議を開催するとともに、それぞれの計画に基づき、合同パトロールや県工事における労働災害防止に関する安全管理講習会を行います。

平成28年度 工事現場の安全点検実施計画

単位:箇所

部局等	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計
各地区労働災害防止 連絡会議	0	133	132	0	265
総務部	0	0	5	5	10
経済商工観光部	0	2	2	2	6
農林水産部	90	88	118	145	441
土木部	81	121	125	109	436
企業局	1	2	5	7	15
工事安全点検 支援業務	30	45	45	45	165
計	202	391	432	313	1,338

平成28年度 安全管理研修等の開催計画

部局等	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
各地区労働災害防止 連絡会議	3	100	6	660	6	1,300	3	210	18	2,270
事故防止対策委員会 安全管理監督職員研修	0	0	0	0	2	130	0	0	2	130
事故防止対策委員会 安全講習会 (現場代理人等)	0	0	0	0	2	120	4	330	6	450
農林水産部	0	0	0	0	6	163	1	30	7	193
土木部	2	40	4	66	5	133	1	2	12	241
企業局	0	0	0	0	1	12	0	0	1	12
計	5	140	10	726	22	1,858	9	572	46	3,296

平成28年度 安全管理監督職員

単位：人

部局	正	副	計
総務部	1	2	3
経済商工観光部	1	1	2
農林水産部	19	60	79
土木部	20	83	103
企業局	3	6	9
計	44	152	196